

早島町ふるさと納税タイアップ事業者募集要項

令和3年3月
早島町まちづくり企画課

第1章 はじめに

1 募集の趣旨

ふるさと納税制度による早島町(以下「本町」という。)への寄附促進と本町の魅力や地元特産品等のPR、地元経済の活性化などの相乗効果を得るため、本町へふるさと寄附をされた町外の方へ進呈するお礼の品(商品やサービス等)(以下「返礼品」という。)の提供に協力していただける事業者(以下「協賛事業者」という。)を募集します。

第2章 募集内容に関する事項

1 用語の定義

- (1) タイアップ事業者
要領の規定に基づき応募し、町長の承認を得た者をいう。
- (2) 地元特産品等
タイアップ事業者が、製造、加工、採取、栽培等をしている物又は提供するサービスをいう。
- (3) 寄附者
本町にふるさと納税寄附をした町外在住者をいう。
- (4) 返礼品
タイアップ事業者が取り扱う地元特産品のうち、寄附者へ送付するものとして町長の承認を得たものをいう。
- (5) 委託業者
本町の寄附の募集、返礼品発注、発送等の業務を委託した者をいう。

2 応募条件

次の要件にすべて適合していることが要件となります。

(1) タイアップ事業者の要件

- ① 申込者が町税等の滞納がないこと。
- ② 申込者等が、早島町の事務事業からの暴力団等排除対策要綱(平成 25 年早島町要綱第 39 号)第 1 条に掲げる暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でなく、かつその統制の下にいないこと。
- ③ 町において平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に該当する返礼品を取り扱う法人・個人事業者・団体であること。
- ④ 自らの事業を行うに当たり、各種関係法令を遵守していること。
- ⑤ 自らの事業を行い、又はサービス等の提供に当たって許認可等が必要な場合には、当該許認可等が有効期間内であること。

(2) 返礼品の要件

- ① 本町の特産品や魅力を伝えられるもの又は本町のPRにつながるものであって、平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条の基準に該当するものであること。
 - ② 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間又は数量を限定して取り扱うものはこの限りでない。飲食物の場合は寄附者に到着後、5 日程度の消費期限が保障できること。
 - ③ 依頼後、速やかに発送(提供)できるものであること。
 - ④ 公序良俗に反しないものであること。
- ※ ただし、上記の要件に適合しても、町が返礼品として適当でないとした場合は、非承認、又は承認取り消しとなる場合があります。

3 タイアップ事業者の役割

(1) 返礼品の送付

町又は委託業者から連絡があった場合、寄附者に対して返礼品を送付してください。この際に事前に町の担当者と協議の上、広告物を同封しても差し支えありません。町又は委託業者からの連絡方法、発送方法については、協議してあらかじめ決定します。

(2) 町への請求と報告

タイアップ事業者は、返礼品の発送月の属する月の翌月の20日(3月の場合は当該月の末日)までに配送の実績、および、返礼品の内訳のわかる資料を添え請求を行ってください。その際、町の求めに応じて実績報告書を提出いただく場合があります。

ただし、返礼品代金が委託業者からタイアップ事業者へ直接支払われる場合、この限りではありません。

(3) 関係書類の保管

返礼品送付に係る関係書類は、当該年度終了後2年間は保管してください。

4 町の役割

(1) ふるさと納税の募集

町はウェブサイトほか必要な媒体を活用しふるさと納税の募集を行います。

(2) タイアップ事業者のPR

町はタイアップ事業者の事業所名又は氏名、所在又は住所、電話番号等の連絡先の他、タイアップ事業者にかかる情報をウェブサイト等で広報します。なお、当該情報は町とタイアップ事業者とあらかじめ協議した上で広報します。

(3) 寄附者情報の連絡

町はタイアップ事業者に寄附者の氏名、住所、電話番号等返礼品の送付に必要な情報を早島町ふるさと納税返礼品発注票(様式第5号)で連絡します。

ただし、委託業者からタイアップ事業者に返礼品の発送依頼がある場合、この限りではありません。

(4) 商品代金の支払い

タイアップ事業者から返礼品送付の報告を受け、商品代金の請求があった場合には速やかに町とタイアップ事業者とであらかじめ協議し決定した商品代金を支払います。

ただし、返礼品代金が委託業者からタイアップ事業者に直接支払われる場合、この限りではありません。

5 募集から承認まで

(1) 募集期間

随時

(2) 応募方法

別紙様式「早島町ふるさと納税タイアップ事業者応募提案書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、参考資料、許可証(※1)等を添えて早島町まちづくり企画課ふるさと納税担当へ提出してください。

なお、応募用紙提出時に応募提案内容についてヒアリングや負担金等の協議を行いますので、事前に電話連絡の上、時間に余裕をもってご来庁ください(30分程度を予定)。

※1 事業を行う上で許認可等が必要な場合に提出すること(有効期間内のものに限る。)

(3) 承認のお知らせ

募集期間後に町で応募案内容を精査した後に町長の承認の可否を決定し、応募事業者に別紙様式「早島町ふるさと納税タイアップ事業者承認決定通知書(様式第2号)」または「早島町ふるさと納税タイアップ事業者不承認決定通知書(様式第3号)」にてお知らせします。タイアップ事業者として承認され、それを承諾する場合は、事業者は「早島町ふるさと納税タイアップ事業者同意書(様式第4号)」を町へ提出してください。

(4) 返礼品送付の開始と終了後の報告及び商品代金の請求について

(3)の後、町とタイアップ事業者での調整が整い次第、町はふるさと納税返礼品としてタイアップ事業者名、連絡先、特産品、その他必要な事項をウェブサイト等で広報します。町は寄附があったことを確認した場合、タイアップ事業者へ速やかに「早島町ふるさと納税返礼品発注票(様式第5号)」で返礼品送付依頼の連絡を行います。

返礼品送付終了後に事業者は、請求書に配送を証明する資料を添えて、町へ提出し、商品代金等の支払いを受けてください。請求は返礼品の発送日の属する月の翌月の20日(3月の場合は当該月の末日)までに実績報告及び請求を行ってください。

ただし、返礼品代金が委託業者からティアアップ事業者に直接支払われる場合、この限りではありません。

(5) 承認の有効期限

原則として(3)の承認の有効期限は年度末までとします。また、年度末までは、原則としてティアアップ事業者は、返礼品送付を辞退できません。

6 その他

(1) 委託等の禁止

ティアアップ事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、書面により町長の承認を得た場合は、この限りではありません。

また、ティアアップ事業者は、この事業の実施に係る権利を第三者に譲渡又は継承させてはなりません。ただし、書面により町長の承認を得た場合は、この限りではありません。

(2) 個人情報の取扱い

ティアアップ事業者は、早島町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。寄附者の個人情報は、返礼品等の送付以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。また、ティアアップ事業者でなくなった後においても同様とします。

(3) 町への報告

ティアアップ事業者は、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には、速やかに町へ報告するものとします。

(4) 苦情・クレームへの対応

返礼品の品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。ティアアップ事業者の責任において適切に処理してください。

(5) 承認の取消し

ティアアップ事業者又は返礼品について、以下に該当するときは、承認を取消します。

- ・ タイアップ事業者、または、返礼品の要件に該当しなくなったとき。
- ・ 要領に違反したとき。
- ・ 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
- ・ 町に損害を及ぼす行為があったとき。
- ・ 返礼品として適当でないと判断したとき。
- ・ その他町長が不相当と認めるとき。

(6) 返礼品の掲載中止

寄附金の受付状況や本町のふるさと納税対象団体としての指定状況等により、返礼品の掲載を中止することがあります。

7 募集に関するお問い合わせ

早島町 まちづくり企画課 ふるさと納税担当

電話 086-482-0612

FAX 086-482-3405
メール furusato@town.hayashima.lg.jp